

廿日市市立阿品台中学校写真取扱業務委託契約書

廿日市市立阿品台中学校（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、卒業アルバムの製作を含めた写真取扱業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙「仕様書」並びに「見積書」のとおりとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和3年4月1日から令和8年3月10日までとする。

（販売価格）

第4条 委託業務で提供する製品の価格は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 卒業アルバム | 円 |
| (2) 学級写真 | 円 |
| (3) スナップ写真 | 円 |

2 社会情勢の変化により、価格を変更しなければならない事態が生じた場合には、甲乙双方が協議の上、決定する。

（再委託などの禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（代金の支払い）

第6条 乙は、業務が完了したときは、甲に請求書を提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に代金を乙に支払うものとする。

2 スナップ写真の販売は、乙が事前に注文封筒を作成し、生徒から代金を添えた申込により処理する。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、第3条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(天災などによる履行不能)

第8条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となつたときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(著作権)

第11条 乙が、委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

(資料の貸与など)

第12条 乙は、委託業務の実施について必要に応じ甲と協議を行い、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、甲の所有する資料等を委託業務に必要な範囲で乙に貸与することができる。乙は、貸与された資料等を委託業務の実施以外の目的で使用してはならない。

(かし担保責任)

第13条 甲は、第2条の規定により成果品の引き渡しを受けたのち成果品にかしを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めてかしの修補を請求することができる。かしの修補に必要な経費は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年3月 日

甲 廿日市市立阿品台中学校

代表者 校長

印

乙

印

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、減失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、委託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、委託業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等は、甲に返還しなければならない。

(事故発生時における報告等)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲からの立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

仕 様 書

1 対象者 廿日市市立阿品台中学校 令和3～令和5年度入学生

2 対象期間 令和3年4月1日～令和8年3月10日

3 業務内容

＜卒業アルバム＞

(1) 仕様等

- ① サイズ A4
- ② 印刷画質 オールカラー（仕上げについては指定なし）
- ③ 製本仕様 左縦ワイド無線綴じ
- ④ 総ページ 50ページ前後（※別のプランの提示も可）

校舎・校歌・教職員等（2）、学級個人写真（2×3）入学式（2）
1、2年の思い出（14）、3年の思い出（12）、部活動（4）・・・（40）
トピックス（2）寄せ書き（8）<令和元年度卒業アルバム内容>

- ⑤ 表紙生地（指定なし）

- ⑥ 外 箱 紙製

(2) 製作部数

令和3年～5年度の入学生の3年時の1月に確定部数を連絡する。

令和3年度入学予定者 114名 3学級

(3) 単価

- ① 消費税(10%)込みとすること。
- ② 部数が予定と異なる場合も単価は変更しないこと。
- ③ 学校保管用1冊の費用も単価の中に含めること。

(4) 納期

卒業式の1週間前までに本校に直接納品すること。

(5) その他

- ① 提出する見積書は、内容項目や一冊あたりの単価等が明確に分かるものにするとともに、サンプルを添付すること。
- ② 第1学年の自然体験学習（1泊2日）並びに第2学年の修学旅行（2泊3日）には同行すること。なお、旅行費用は自己負担とすること。
- ③ 入学式・体育祭・文化祭には参加すること。また、校外学習等の学校や学年行事にはできるだけ参加すること。
- ④ 撮影した写真は、学校やPTA広報紙用の写真の依頼などにも対応すること。

＜学級写真＞

(1) 毎年、入学式当日に学級写真（1年時から3年時まで）を撮影すること。

(2) 生徒販売用の価格を明示すること。

(3) 生徒指導用（300mm×210mm）2枚を作製して提供することとし、単価の費用に含めること。

＜スナップ写真＞

販売用スナップ写真の価格を明示すること。